

Lectures about The Pension

## 実務担当者のための 年金講座 第11回

### 地方公務員共済組合の年金証書は こんなイメージ図です



筆者プロフィール

長沼 明 (ながぬま あきら)

浦和大学総合福祉学部客員教授。志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員を歴任する。社会保険労務士の資格も有する。2007年4月から1年間、明治大学経営学部特別招聘教授に就任。2014年4月より、現職。主な著書に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』（2015年、年友企画）、『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』（2015年、日本法令）

一元化の支給ミスの報道が相次いでいます。

地方公務員共済組合連合会に関する支給ミスが、平成28年2月5日付朝日新聞夕刊で報道されました。記事の見出しは『**厚生年金 4900 人分を一元化で支給ミス**』でした。これに続き、今回は、国家公務員共済組合連合会（略称：KKR）に関する支給ミスが、平成28年4月7日付朝日新聞朝刊で報道されました。記事の見出しは『**共済年金 1万 2000 人支給ミス 元国家公務員ら 一元化対応で**』です（いずれも東京本社発行版）。

詳細は、それぞれのホームページに掲載されていますので、それをご覧ください。筆者には、共済情報連携システムが当初設計したとおりに機能していないことに起因しているプログラムミスのように感じられます。

いずれにしても、在職年金の支給額などで、手計算と合わないときは、各実施機関に問い合わせ、確認する必要があるかもしれません。また、実際に計算が合わない事例がありましたら、編集部にご連絡ください。筆者も再計算して確認していききたいと思います（最終ページの最後の欄にご記入の上、送信してください）。

なお、年金相談の現場で、電卓で手計算をする場合には、

〈拙著『平成28年度版 被用者年金一元化ガイドシート』（社会保険研究所）〉

▶ <https://www.shaho.co.jp/shaho/shop/detail.php?Bc=33702>

が、手元に置いてあると、算定式が記載されていますので、便利です。

今月号では、ある共済組合から決定・交付された年金証書を紹介し、年金相談の実務担当者に資する情報を提供していきたいと思います。

## ■一元化後に届いた地方公務員共済組合の年金証書①②

～全国市町村職員共済組合連合会の決定した老齢厚生年金と退職共済年金の年金証書～

### （1）地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会）から届く2通の年金証書（ブルーとピンク）

#### ■年金コードは【1130】【1170】

地方公務員共済組合に加入していた人が、一元化後に受給権が発生すると、どのような年金証書が交付されるのでしょうか？

一元化前に受給権が発生した場合は、特別支給の退職共済年金の年金証書が一通のみ交付されていました。その年金証書には、厚生年金相当部分と職域年金相当部分の合計額が、年金額として、記載されていました。

埼玉県志木市長として（平成17年7月から平成25年6月まで）、職員と接し、年金に関して雑談をしてきたときの印象では、市職員の意識としては、（特別支給の）退職共済年金を、とくに、厚生年金相当部分と職域年金相当部分を分けて、認識してはいなかったように思います。全部ひっくりめて、共済年金という受け止め方だったように思います。

さて、一元化後は、

①年金コードが【1130】の老齢厚生年金の年金証書と

②年金コードが【1170】の退職共済年金の年金証書が、

それぞれ1通ずつ、同じ封筒に同封されて、計2通の年金証書が送られてきます。

（年金コードについては、すでに説明していますので、次をご参照ください。）

〈『年金広報』平成27年9月号〉

▶ <http://kurassist.jp/nenkin-kouhou/vol30/pro-lecture/pro-lecture-05.html>

または 〈拙著『平成28年度版 被用者年金一元化ガイドシート』(社会保険研究所)〉

▶ <https://www.shaho.co.jp/shaho/shop/detail.php?Bc=33702>

## ■年金証書はA4サイズより少し横幅が大きい 縦はA4サイズより短い

市役所に勤務していた人に、年金証書を見せてもらいました(下にそのイメージ図を掲載)。

全国市町村職員共済組合連合会が決定・交付した「年金証書」と「年金決定通知書」です。

いずれも、横22.8cm縦11.4cm程度で、ミシン目がはいつていますが、つながっています。横は、A4サイズ用の紙よりも少し幅が広いです。

## ■老齢厚生年金はブルー、退職共済年金はピンクの年金証書

①老齢厚生年金の年金証書と決定通知書は、**淡いブルーの用紙**で、黒字で印刷してあります。

②退職共済年金の年金証書と決定通知書は、**淡いピンクの用紙**で、黒字で印刷してあります。

退職共済年金の年金証書には、「退職共済年金(経過的職域)」と記してあるのが、印象に残りました。これまでは、厚生労働省の発出した通知文などでは、「経過的職域加算額」と表記を統一と言われていたもので、そのような記載になっているのかと思っていたのですが、実際に拝見した年金証書の【年金の種類】欄には、「退職共済年金(経過的職域)」という表記でした。

年金証書と年金決定通知書以外には、同じ横幅の【**年金額算定明細書**】が**緑字**で、フォーマット印刷され、受給権者の氏名・生年月日・年齢・年金額の算定の根拠となる数字などが黒字で印字されているものが同封されています。**老齢厚生年金**の【**年金額算定明細書**】と**退職共済年金**の【**年金額算定明細書**】がそれぞれ封入されています。

百聞は一見にしかずですので、まずは年金証書と年金決定通知書のイメージ図を見てみましょう。

なお、この受給権者は、平成15年4月以後の加入期間しかなく、また、一元化の施行された平成27年10月1日前に退職している方です。

欄が無記入・空欄のものは現証書のままで、基本的に現証書の様式を踏まえたイメージ図として作成しています。個人情報に配慮した記載にしてありますので、その点をご容赦ください。

こんな年金証書なんだ、と理解してもらえればよろしいのかなと筆者は思います。

見ておわかりの通り、たいへんシンプルな図柄となっています。

一方、同じ地方公務員共済組合である地方職員共済組合の年金証書は、全国市町村職員共済組合連合会の交付する年金証書のデザインとは異なっています。かなり複雑な文様が下地に印刷されています。ただし、記載されている内容・様式は基本的に同じです(後述)。

(2) 地方公務員共済組合から届く厚生年金の年金証書

| <div style="display: flex; justify-content: space-around; font-weight: bold;"> <span>地 方 公 務 員 共 済 組 合</span> </div> <div style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold; margin-top: 10px;">                     年 金 証 書                 </div> |                  |          |             |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------|-------------|--|--|
| 年金の種類                                                                                                                                                                                                                                                           | 老齢厚生年金           |          |             |  |  |
| 年金証書記号番号                                                                                                                                                                                                                                                        | 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |          |             |  |  |
| 基礎年金番号                                                                                                                                                                                                                                                          | △△△△-△△△△△△      | 年金コード    | 1130        |  |  |
| 受給権者氏名                                                                                                                                                                                                                                                          | 年金 太郎            |          |             |  |  |
| 受給権者生年月日                                                                                                                                                                                                                                                        | 昭和29年11月30日      | 受給権発生年月日 | 平成27年11月29日 |  |  |
| 年金額                                                                                                                                                                                                                                                             | □□□,□□□円         |          |             |  |  |
| 厚生年金保険法<br>により、上記の年金を決定したことを証します。                                                                                                                                                                                                                               |                  |          |             |  |  |
| <div style="border: 1px solid red; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: red; font-weight: bold; margin: 0 auto;">                         印                     </div>                                |                  |          |             |  |  |
| 平成 28年 2月 1日                                                                                                                                                                                                                                                    |                  |          |             |  |  |
| 全国市町村職員共済組合連合会理事長                                                                                                                                                                                                                                               |                  |          |             |  |  |

---

| <div style="font-size: 24px; font-weight: bold;">                         年 金 決 定 通 知 書                     </div> |              |                |                    |                   |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|--------------------|-------------------|--------|
| 1. 年金の種類等      老齢厚生年金   厚生年金保険法附則第8条                                                                               |              |                |                    |                   |        |
| 2. 決定年金額      □□□,□□□円                                                                                             |              |                |                    |                   |        |
| 3. 年金額の内訳                                                                                                          |              |                |                    |                   |        |
| 支払開始年月                                                                                                             | 報酬比例部分の額     | 定額部分の額又は経過的加算額 | 加給年金額              | 長の特例加算額           | 繰下げ加算額 |
| 平成27年12月                                                                                                           | □□□,□□□円     | 0円             | 0円                 | 0円                | 0円     |
| 支払停止事由                                                                                                             | 支給停止額        | 支給年金額          |                    |                   |        |
|                                                                                                                    | 0円           | □□□,□□□円       |                    |                   |        |
| 4. 平均標準報酬額等の内容                                                                                                     |              |                |                    |                   |        |
| 平成15年3月以前の期間                                                                                                       | 平成15年4月以後の期間 | 合計             | 平成15年3月以前の平均標準報酬月額 | 平成15年4月以後の平均標準報酬額 |        |
| 0円                                                                                                                 | △△月          | △△月            | 0円                 | ☆☆☆,☆☆☆円          |        |
| 5. 加給年金額対象者等の内訳                                                                                                    |              |                |                    |                   |        |
| 配偶者                                                                                                                | 区 分          | 子              |                    |                   |        |
| 無                                                                                                                  |              |                |                    |                   |        |

(筆者注：この受給権者は、平成15年4月以後の加入期間しかなく、また、一元化の施行された平成27年10月1日前に退職している。欄が無記入・空欄のものは現証書のままである。基本的に現証書の様式を踏まえたイメージ図として作成している。)

## (3) 地方公務員共済組合から届く退職共済年金の年金証書

## 地 方 公 務 員 共 済 組 合

## 年 金 証 書

年金の種類 退職共済年金(経過的職域)

年金証書記号番号 ○○○○-○○○○○○○○○○

基礎年金番号 △△△△-△△△△△△ 年金コード 1170

受給権者氏名 年金 太郎

受給権者生年月日 昭和29年11月30日 受給権発生年月日 平成27年11月29日

年金額 □□,□□□円

地方公務員等共済組合法

により、上記の年金を決定したことを証します。

印

平成 28年 2月 1日

全国市町村職員共済組合連合会理事長

## 年 金 決 定 通 知 書

1. 年金の種類等 退職共済年金(経過的職域) 地方公務員等共済組合法

2. 決定年金額 □□,□□□円

3. 年金額の内訳

| 支払開始年月   | 厚生年金相当部分の額 | 職域年金相当部分の額 | 定額部分の額又は経過的加算額 | 加給年金額又は加算額 | 長の特例加算額 | 繰下げ加算額 |
|----------|------------|------------|----------------|------------|---------|--------|
| 平成27年12月 | 円          | □□,□□□円    | 円              | 円          | 円       | 0円     |
| 支給停止事由   | 支給停止額      | 支給年金額      |                |            |         |        |
|          | 0円         | □□,□□□円    |                |            |         |        |

4. 平均給与月額等の内容

| 平成15年3月以前の期間 | 平成15年4月以後の期間 | 合計  | 平成15年3月以前の平均給与月額 | 平成15年4月以後の平均給与月額 |
|--------------|--------------|-----|------------------|------------------|
| 0円           | △△月          | △△月 | 0円               | ☆☆☆,☆☆☆円         |

5. 加給年金額対象者等の内訳

| 配偶者 | 区分 | 子 | 遺族加算区分 |
|-----|----|---|--------|
|     |    |   |        |

6. 障害の状況

| 障害等級 | 診断書種類 | 次回診断書提出年月 |
|------|-------|-----------|
|      |       | 年 月       |

※診断書の種類は、裏面をご覧ください。

(筆者注: この受給権者は、平成15年4月以後の加入期間しかなく、また、一元化の施行された平成27年10月1日前に退職している。したがって、平均標準報酬額と平均給与月額は同じ金額となっている。欄が無記入・空欄のものは現証書のままである。基本的に現証書の様式を踏まえたイメージ図として作成している。)

#### (4) 地方公務員共済組合から届く老齢厚生年金と退職共済年金の共通事項・相違事項

##### ー退職共済年金の年金額の算定には平均給料月額・平均給与月額を使用ー

地方公務員共済組合の決定した老齢厚生年金と退職共済年金の年金証書を見ると、もちろん、年金コードは異なりますが、【年金証書記号番号】(前4桁ハイホン後10桁:〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と表示)は同じ番号です。

また、老齢厚生年金の【年金決定通知書】には、「平均標準報酬月額」「平均標準報酬額」と表記されているのに対し、退職共済年金の【年金決定通知書】には、「平均給料月額」「平均給与月額」と表記されているのも、相違点として、注意しておきたい記載事項です。

つまり、一元化後になっても、退職共済年金(経過的職域加算額)の年金額を算定する場合には、一元化前に使われていた地方公務員共済組合の年金額算定に用いる用語・「平均給料月額」「平均給与月額」が使われているということです。

〈「平均給料月額」「平均給与月額」の用語・算定方法や職域年金相当部分の年金額の算定方法などについては、長沼明著『年金相談員のための被用者年金一元化と共済年金の知識』(日本法令)40ページから43ページ、48ページなどをご参照ください。amazonやhontoで検索できます〉

なお、サンプル事例の受給権者の場合、一元化後に共済組合の加入期間がありませんので、「平均標準報酬額」と「平均給与月額」は同じ金額となります(☆☆☆,☆☆☆円と表示した箇所)。

このサンプル事例の場合は、平成15年3月以前の加入期間がありませんが、仮に昭和61年4月から市役所に勤務していたとした場合、昭和61年4月から平成15年3月までの「平均標準報酬月額」と「平均給料月額」は、基本的に同じ金額となります。

〈拙著・前掲書を参照〉

#### ■一元化後に届いた別な地方公務員共済組合の年金証書 ■～地方職員共済組合の決定した年金証書～

##### (1) 地方職員共済組合から届く年金証書の図柄・デザイン

全国市町村職員共済組合連合会以外の地方公務員共済組合の決定・交付した年金証書も紹介しておきましょう。

次に紹介するのは、県庁などに勤める地方公務員が加入している地方職員共済組合の決定・交付した年金証書です。

全国市町村職員共済組合連合会のシンプルなデザインと異なり、いかにも年金証書といった複雑な文様を施してあります。

実物そのものの文様ではありませんが、イメージとしてとらえていただければと思います。実際の年金証書はもう少し複雑な文様が背景に印刷されており、これを模倣して印刷するのは容易ではないと思わせるレベルです。

| 地 方 職 員 共 済 組 合                   |                                          |
|-----------------------------------|------------------------------------------|
| 年 金 証 書                           |                                          |
| 年 金 の 種 類                         | 老齢厚生年金                                   |
| 年金証書記号番号                          | 第 ●●●●-●●●●●●●●●● 号                      |
| 基礎年金番号                            | 94●●-●●●●●● 年 金 コ ー ド 1130               |
| 受給権者の氏名                           | フリガナ フリガナ<br>●● ●●                       |
| 受給権者の生年月日                         | 昭和 29 年 10 月 ●日 受給権発生年月日 平成 27 年 10 月 ●日 |
| 年 金 額                             | ●,●●●,●●●円                               |
| 厚生年金保険法<br>により、上記の年金を決定したことを証します。 |                                          |
| 平成 28 年 1 月 ●日                    | 地方職員共済組合理事長(印)                           |



地方職員共済組合の決定・交付した老齢厚生年金の年金証書は、上記のとおりです。退職共済年金の年金証書の図柄・デザインも老齢厚生年金の証書と同じです。また、記載されている事項は、全国市町村職員共済組合連合会の年金証書と同じです。

## (2) 地方公務員共済組合から振り込まれた年金は、通帳にどう印字されているのか

### ■金融機関から振り込まれる年金の名称

さて、地方職員共済組合から振り込まれる年金が通帳に印字されるときは、名称ですが、「チキョウサイ ネンキン」と印字されていました。

一方、全国市町村職員共済組合連合会から振り込まれる年金が通帳に印字されるときは、名称は、「シチョウソンネンキン」と印字されていました。

### ■老齢厚生年金と退職共済年金の合算額が振り込まれる

なお、地方公務員共済組合に加入していて、一元化後に受給権の発生した老齢厚生年金と退職共済年金については、合算された合計額が、「シチョウソンネンキン」の名のもとに、振り込まれています。

来月号では、今月号の年金証書を踏まえ、年金事務所で交付された地方公務員共済組合の決定した「特別支給の老齢厚生年金」「特別支給の退職共済年金（経過的職域）」などの年金額などに関するサンプル資料を紹介する予定にしています。

### 緊急告知 山崎泰彦氏・長沼明氏・大山均氏による講演を開始

本年1月号の『年金広報』に、「被用者年金一元化をめぐって」のタイトルで、特別寄稿をいただいた山崎泰彦・神奈川県立保健福祉大学名誉教授をメイン講師に、【被用者年金一元化セミナー】が5月11日(水)・東京、5月25日(水)・大阪で緊急に開催されます。

本セミナーでは、山崎先生による一元化の理念の講演はもとより、実務についても、『年金広報』でおなじみの執筆者である長沼明・浦和大学客員教授、『年金相談の手引』『図説 厚生年金』などで年金制度に詳しい大山均講師による講演があります。

すでに一部新聞で報道されているとおり、被用者年金一元化の在職年金の支給停止については、一部の実施機関で支給ミスが報じられています。本セミナーは、共済組合の関係者や地方公務員の方を主な対象者にしておりますが、民間の金融機関などで年金相談の実務を担当されている方も、参加が可能になっております。また、年金相談に関心のある社会保険労務士の先生の受講も歓迎しております。

とくに、共済組合の関係者にとっては、これまであまり接することのなかった厚生年金保険法や国民年金法の解釈になじんでおくことは、日々の年金業務を確認するうえで、また一元化法の解釈を再認識するうえでも、有益なセミナーになると編集部では考えています。

長沼講師は、在職年金の支給停止や実務で悩むことの多い加給年金額の加算・支給停止の事例を取り上げ、わかりやすく整理して解説する予定にしています。

大山講師の講義では、一元化法の体系がよくわかり、一元化法を紐解くのが苦痛ではなくなったという評価をいただいています。

なお、会場・費用・申込方法などは、主催者である社会保険出版社のホームページをご参照ください。

▶ [http://www.shaho-net.co.jp/pdf/seminar\\_1604.pdf](http://www.shaho-net.co.jp/pdf/seminar_1604.pdf)